

文学講座「太宰治」

講師は明治大学教授の佐藤嗣男さん。
社会教育会館、東部地区住民協議会
40人
12月2日～16日の毎週水曜日午後1時30分～3時30分(全3回)
牟礼コミュニティセンター
11月1日(日)～13日(金)に直接または電話で同センター☎49-3441へ(申込多数の場合は抽選)

勤労市民講座 ゆとりセミナー「笹野高史の役者人生と家族愛」

講師は俳優で、NHK大河ドラマ「天地人」の秀吉役や「武士の一分」「釣りバカ日誌」の運転手役でもおなじみの笹野高史さん。人との出会いや家族の大切さについてお話いただきます。
市、(助)三鷹市勤労者福祉サービスセンター
80人
12月3日(木)午後7時～8時30分
三鷹産業プラザ
11月2日(月)から生活経済課☎内線2544・FAX46-4749・keizai@city.mitaka.tokyo.jpへ



「私らしく」生きる未来予想図を描く～私の老後の生き方、暮らし方ノートの活用～

講師は浴風会ケアスクール校長の服部安子さん。
80人
12月8日(火)午後2時～4時
三鷹駅前コミュニティセンター
地域包括支援センター太郎☎76-4500へ(先着制)

募集

みたかハンディキャップボランティア
公共交通機関の利用が困難な方(障がい者や高齢者)の移動を支援するボランティアを募集します。
NPO法人みたかハンディキャップ
①運転ボランティア＝普通免許を持つ26歳以上70歳未満で運転歴2年以上の方(11月28日(土)・29日(日)に有料講習・研修を開催予定)、②活動協力ボランティア＝免許の有無・年齢・活動歴不問
同事務局☎41-0185・FAX41-0274・m-cab@parkcity.ne.jpへ

市民住宅「ドゥマンクレール三鷹」の入居者

民間賃貸住宅の借上による市民住宅(特定優良賃貸住宅)です。
◆申込資格 ①同居親族がいること、②世帯の所得金額が基準額以内であること、③自ら居住する住宅を必要としていること、④入居者と同等またはそれ以上の資力のある保証人(国内に居住)をたてられること。⑤申込者が(同居親族含む)が暴力団員でないこと。
◆所在地 新川3-12-3
◆募集戸数 1戸(203号室、3LDK、69.88㎡)
◆家賃 月額149,000円(収入に応じて助成あり)、共益費7,000円
◆敷金 家賃の3か月分
◆内覧日 11月9日(月)午前10時～正午
◆入居開始 11月下旬
◆申込書・募集案内の配布 (株)まちづくり三鷹、まちづくり推進課(市役所5階)、市政窓口で配布。
11月9日(月)～18日(木)午後5時(必着)に、はがき2枚を同封した入居申込書を郵送で「〒181-8525(株)まちづくり三鷹」へ
※申込期間内に申し込みがない場合は、先着順で決定。
同社☎40-9669、三鷹市まちづくり推進課☎内線2869

三鷹市国民健康保険運営協議会の委員

国民健康保険の一部負担金の負担割合、保険税の賦課方法ほか、保険事業運営に関する重要事項を審議する「三鷹市国民健康保険運営協議会」の被保険者を代表する委員を募集します。同協議会は保険医、公益、被用者保険等保険者などを代表する20人の委員で構成されます。
三鷹市国民健康保険に加入している11月12日現在20歳以上73歳未満の方で、年2～6回程度(平日午後6時ごろから2時間程度)の審議会に出席可能な方2人。ほかの審議会委員などとの兼任はできません。
◆任期 委嘱日から2年
◆報酬 日額10,000円(源泉徴収税含む)
11月12日(木)(必着)までに作文「国民健康保険について思うこと」(400字程度)に氏名・生年月日・住所・電話番号・職業・被保険者証の記号番号を記入し、直接または郵送・ファクス・Eメールで「〒181-8555保険課」(市役所1階9番窓口)・FAX41-4531・hoken@city.mitaka.tokyo.jpへ。市政窓口へ持参も可(資格審査のうえ、申込多数の場合は抽選)
同課☎内線2388

※提出作文は返却しません。
都営住宅の入居者(東京都全体)
◆募集戸数 ①家族・単身者向け(一般募集住宅)1,500戸、②定期使用住宅(若年ファミリー向け)470戸、③定期使用住宅(多子世帯向け)30戸、④若年ファミリー向け25戸。
◆申込書・募集案内の配布 11月2日(月)～11日(水)(土・日曜日、祝日を除く)に、まちづくり推進課(市役所5階)、市政窓口、都庁、東京都住宅供給公社募集センター・各窓口センターで配布。期間中は東京都住宅供給公社ホームページHP http://www.to-kousya.or.jp/からもダウンロードできます。
11月16日(月)(必着)までに申込書を郵送で渋谷郵便局へ
同公社募集センター☎0570-010810(募集期間外は☎03-3498-8894)

三鷹市シルバー人材センターの会員

入会希望者へ事業紹介と説明を行います。
市内在住のおおむね60歳以上で健康で働く意欲をお持ちの方
11月10・24日の火曜日午前9時～11時
同センター
事前に資料をお渡しします。くわしくは同センター☎48-6721へ

みたかフリーマーケット出店者

みたかフリーマーケット運営委員会
高校生以上の在勤・在学を含む市民(高校生は保護者の承諾署名と押印が必要)120店舗(1店舗2.5m×2.5m)
11月28日(土)午前10時～午後2時30分(雨天決行)
三鷹市暫定管理地(東京多摩青果跡地)
¥500円
11月7日(土)(消印有効)までに往復はがきに必要事項(11面参照)・販売予定品目を記入し「〒181-0013下連雀3-22-7三鷹市消費者活動センター」へ(申込多数の場合は抽選、1世帯で複数の申込不可)
※プロ・業者の方の出店はできません。
※食品と環境に悪影響を及ぼす品物の販売はできません。
同センター☎43-7874

相談

しごとの相談窓口
就職、キャリア設計、年金の相談や内職の相談・登録など。

11月2日(月)午前10時～午後0時30分
三鷹産業プラザ
雇用保険受給中の方は「雇用保険受給資格者証」
当日会場へ
生活経済課☎内線2542
※11月12日(木)午後1時から同会場で開催の「みたか就職面接会」参加予定者のための履歴書、職務経歴書の添削や面接指導なども行います。

11月の総合オンブズマン相談

総合オンブズマンは、市政の苦情を公正・中立な立場で市民に代わって調査し、必要な場合は市に意見を述べ、サービス内容の是正勧告や改善の提言を行います。弁護士の山崎源三さんと国際基督教大学准教授の大森佐和さんが、みなさんの相談に応じます。
大森佐和さん＝11月6・20日、山崎源三さん＝11月13・27日、いずれも金曜日午後1時30分～4時30分(11月6日は午前9時～正午のみ)
相談・情報センター(市役所2階)
事前に同センター☎内線2215へ

審議会・市民会議など

第3回三鷹市都市計画審議会の傍聴

予定案件は三鷹都市計画生産緑地地区の変更、ごみ処理場の変更、ごみ焼却場の決定についての諮問など。
15人
11月19日(木)午後2時から
市議会協議会室(市役所3階)
11月10日(火)(必着)までにはがき、Eメールに必要事項(11面参照)を記入し「〒181-8555まちづくり推進課都市計画審議会担当」・machidukuri@city.mitaka.tokyo.jpへ(申込多数の場合は抽選)
同課☎内線2811

第187回東京都都市計画審議会の傍聴

15人
12月22日(火)午後1時30分から
都庁第一本庁舎特別会議室
11月30日(月)(消印有効)までに往復はがきに必要事項(11面参照)を記入し「〒163-8001東京都都市整備局都市計画課」へ(申込多数の場合は抽選、応募は1人1通)
同課☎03-5388-3225

※市からの「お知らせ」は11面からご覧ください。

消費者相談窓口から 253 未公開株の勧誘に注意！ 消費者相談窓口☎47-9042

最近多く目につく相談事例を紹介します。

相談
自宅にダイレクトメールが届きました。投資事業組合に参加しないかという勧誘でした。どうやら未公開株の投資のようでした。1株30万円、49人限定、締め切りまであと10日でした。投資する会社の資料などを見ると将来有望なしっかりとした会社のように見えます。現在銀行などの金利が低く何とか手持ちの資金を増やしたいと思っていました。ちょうど定期預金の満期になり自由なお金が300万円ほどありました。家族に内緒にして申込手順に沿って、申込用紙に記入し捺印し、保険証のコピーを添えて郵送しました。後日、社内審査に通過したと電話連絡があり、再度申し込みの確認をし、自

分で指定された銀行口座に300万円入金しました。1週間後、株式名義書換請求書が届き、請求書に実印を押し、印鑑証明書を添付して再度郵送しました。その後、譲渡完了通知が届きました。
数か月後、上場が間近な企業の未公開株を買ったと、知人に話をしたところ、インターネットでこの企業のことを調べてくれました。企業のホームページに重要なお知らせがあり、「未公開株の取扱いとは一切関係ない。株には譲渡制限があり、株式市場での取引はできない」といいます。急いで投資事業組合に電話しましたが、つながりませんでした。(70歳 男性)

対応
消費者相談室から投資事業組合に電話をかけたみましたが、やはりつながりません。ファクスも送信しましたが届きませんでした。状況から投資事業組合の存在が疑わしくなり、解約返金は困難と相談者に伝えました。後日相談者が組合の住所を訪ねてみたところ、すでに組合は退去し何も残っていませんでした。相談者は、利益はおろか投資した資金さえ回収できませんでした。

アドバイス
「上場が近いので必ずもうかる」「新しいビジネスに出資すれば何もしなくてもお金が入る」「締め切り間近」などと多額の費用をだまし取る、未公開株や投資商品の利殖商法による被害や相談が最近多くなっています。会社情報を確認するなど充分注意してください。
変だと感じたら、すぐに消費者相談室にご相談ください。